

津山市間伐材搬出促進対策補助金交付要領

制定 平成24年3月30日 津産森第1361号

第1 趣旨

この要領は、木材価格の低迷による林業の収益性の悪化等により、放置森林が増大する中、森林の公益的機能の発揮及び森林所有者の生産意欲の向上を図るため、津山市で間伐を実施する者が津山市内の木材市場に出荷した間伐材に、津山市間伐材搬出促進対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

なお、本事業の実施にあたっては、津山市補助金交付規則（昭和42年津山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところによる。

第2 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、申請年度に津山市内の森林を森林環境保全直接支援事業により実施する間伐事業の内、間伐材を山土場から津山市内の原木市場へ搬出する、搬出間伐事業とする。

第3 補助金額

補助金額は間伐面積1ヘクタール当たり、搬出量が10立方メートル以上20立方メートル未満が5,000円、20立方メートル以上30立方メートル未満が10,000円、30立方メートル以上が15,000円とする。

第4 補助対象者

この補助金の交付の対象となる者は、森林の所有者、森林の施業を行った者、又は森林の所有者から依頼を受けた者とする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、所定の補助金交付申請書（別記様式1号）を市長に提出しなければならない。

第6 交付決定

市長は、第5の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当で有ると認めたときには予算の範囲内で速やかに補助金の額を決定し、規則第6条に規定する補助金交付決定書を補助事業者に通知するものとする。

第7 事業の実績報告

補助事業者は当該補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記様式2号）を市長に提出しなければならない。

第 8 補助金の請求

第 6 の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、請求書（別記様式 3 号）を市長に提出しなければならない。

第 9 書類の整備等

補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該事業完了後 5 年間保存しなければならない。

第 10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するもの。